

# 容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編 (対象実需給年度：2024年度) に関する意見募集 補足説明資料

2022年3月  
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足資料であり、  
意見募集の対象資料ではありません。  
ご意見をいただく際の参考に、こちらの資料も確認のほどお願いします。

1. 容量停止計画の調整業務の概要
2. 今回の意見募集対象文書
3. 本業務マニュアルについて
4. 本業務マニュアルの構成
5. 各章の概要

- 容量停止計画の調整業務は、安定電源・変動電源（単独）のリクワイアメントの一つになります。
- 容量停止計画の調整業務は、対象となる電源が作業等に伴い出力が停止または抑制する時期を、実需給年度の2年前に調整することで、各エリア・各月の供給信頼度を確保することを目的としています。
- 「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」で容量停止計画の調整業務の対象とする電源等及び作業等は、次のとおり規定しています。

## <電源等>

- メインオークションで落札した安定電源及び変動電源（単独）
- 上記電源の差替先となった電源等

## <作業等>

- 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力の停止や抑制が発生する場合
- 流通設備作業等に伴い出力の停止や抑制が発生する場合
- 従来からの地元自治体との協定等の履行に伴い出力の停止や抑制が発生する場合
- 調整期間において、広域機関が提示する供給信頼度確保の状況を確認し、調整不調電源に該当している作業について容量提供事業者が、発電契約者等の関係者と作業日程および作業内容の調整を行い、容量停止計画に反映します。
- 調整期間以降に、供給信頼度確保に影響のある時期等にやむを得ない理由なく作業等を計画している電源を調整不調電源として、容量確保契約金額の減額が確定します。

## 2. 今回の意見募集対象文書

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（対象実需給年度：2024年度）」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

| 関連文書等        |                         | 概要  | 公表状況  |   |
|--------------|-------------------------|---|---|---|
| 容量市場<br>関連文書 | 容量市場<br>募集要綱<br>※1※2    | 容量市場<br>メインオークション<br>募集要綱   | <ul style="list-style-type: none"> <li>容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定<br/>(様式1) 容量市場への参加登録申請に伴う誓約書<br/>(様式2) 期待容量等算定諸元一覧<br/>(様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2024年度向け：公表済</li> <li>2025年度向け：公表済</li> </ul>    |
|              |                         | その他は順次発行予定  | <ul style="list-style-type: none"> <li>追加オークション募集要綱、特別オークション募集要綱、等</li> </ul>   | (今後公表予定)  |
|              | 容量確保<br>契約書<br>※1※3     | 契約書   | <ul style="list-style-type: none"> <li>容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定</li> </ul>   | 公表済   |
|              |                         | 容量確保契約約款  |   |   |
|              | 容量市場<br>業務マニュアル<br>※1※2 | メインオークションの<br>参加登録編   | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加登録申請の手順、提出書類等について記載</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2024年度向け：公表済</li> <li>2025年度向け：公表済</li> </ul>    |
|              |                         | メインオークションへの応札・<br>容量確保契約書の締結編   | <ul style="list-style-type: none"> <li>メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載</li> </ul>  |   |
|              |                         | 実需給前に実施すべき業務<br>(全般) 編  | <ul style="list-style-type: none"> <li>余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>2024年度向け：公表済</li> <li>2025年度向け：今後公表予定</li> </ul> |
|              |                         | 電源等差替編  | <ul style="list-style-type: none"> <li>電源等差替の手順、提出書類等について記載</li> </ul>  |   |
|              |                         | 実効性テスト編   | <ul style="list-style-type: none"> <li>電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載</li> </ul>   |   |
|              |                         | 容量停止計画の調整業務編  | <ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載</li> </ul>   |   |
|              | その他は順次発行予定              | <ul style="list-style-type: none"> <li>追加オークションの参加登録編、追加オークション・容量確保契約編、アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量拠出金編、等</li> </ul> | (今後公表予定)  |   |
|              | 容量市場<br>システム<br>マニュアル※3 | 事業者情報・電源等情報登録<br>期待容量登録・応札・契約<br>電源等差替・実効性テスト   | <ul style="list-style-type: none"> <li>容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載</li> </ul>  | 公表済   |
|              |                         | その他は順次発行予定  | <ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画管理等</li> </ul>   | (今後公表予定)  |

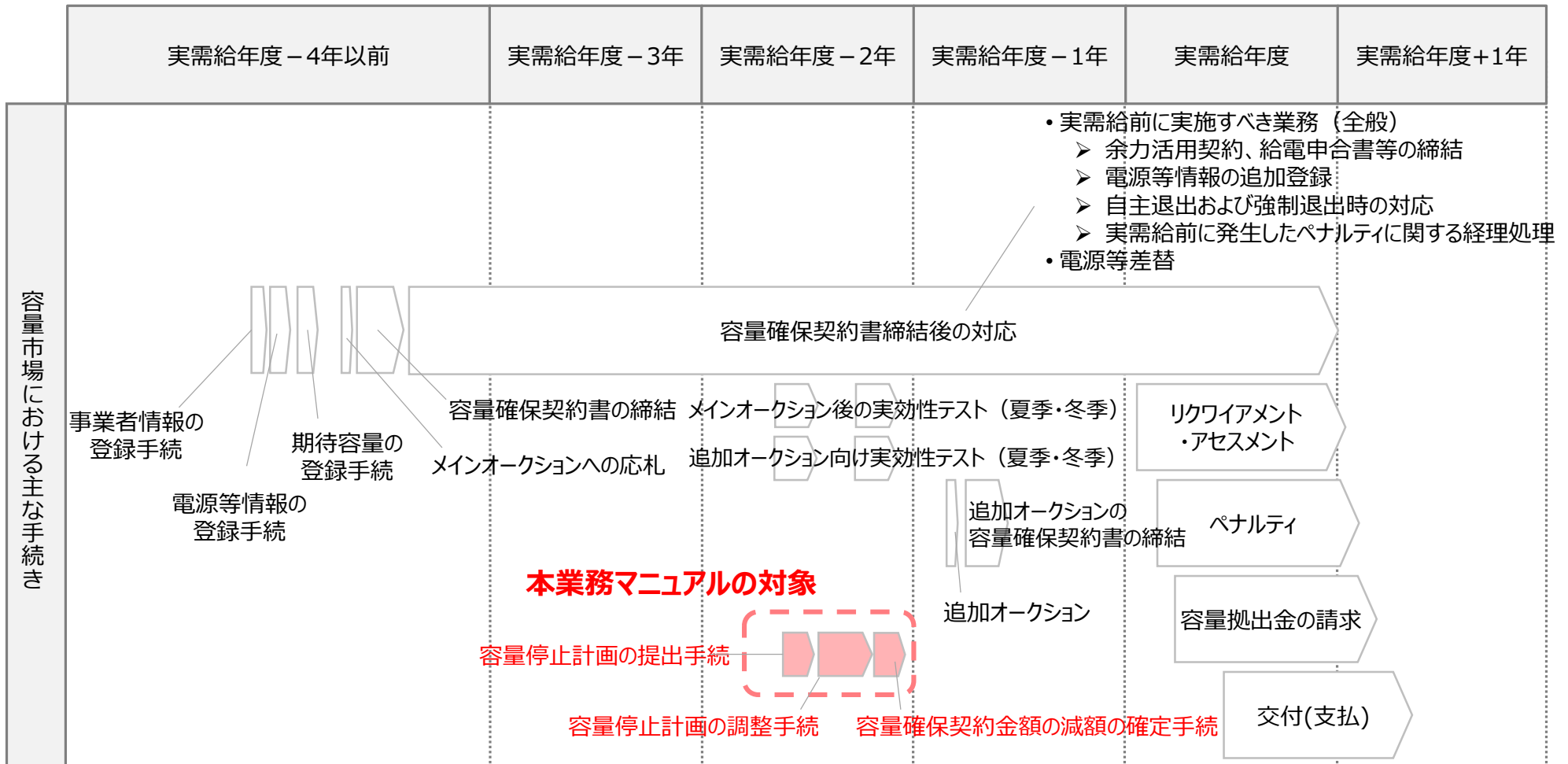
※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

### 3.本業務マニュアルについて

#### ①容量市場の全体スケジュール

- 容量市場の全体スケジュールは以下のとおりです。
- 本業務マニュアルの対象は、「容量停止計画の提出・調整等」での手続になります。

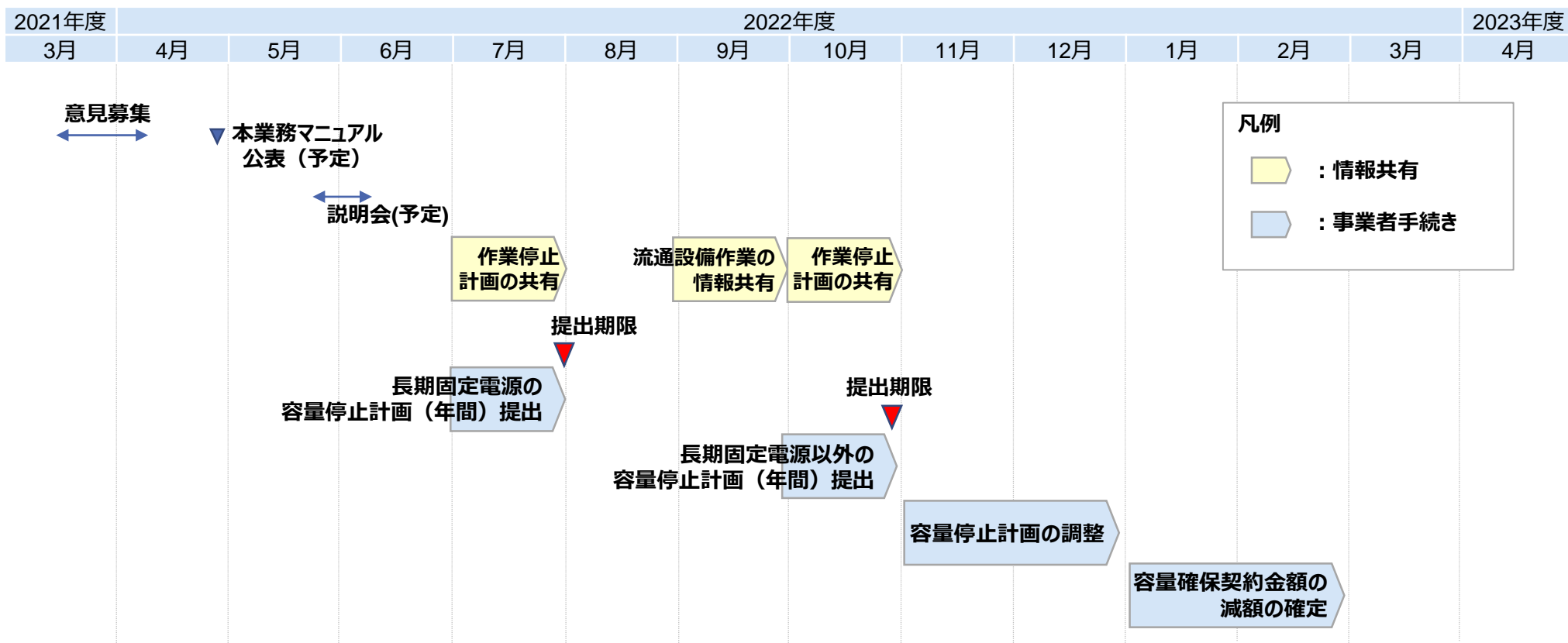
【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



### 3.本業務マニュアルについて

#### ②容量停止計画の調整業務の主なスケジュール

- 容量提供事業者は発電契約者と共有した作業停止計画及び流通設備作業の情報を踏まえ、7月末日および10月末日までに対象となる電源の容量停止計画を提出します。
- その後、11月～12月の調整期間中で広域機関が提示する各エリア・各月の供給信頼度の確保状況を踏まえて計画の調整を行います。
- 調整期間の終了以降、調整に応じることができない理由の提出などを行い、2月末の時点で調整不調電源となっていることが確定した電源の容量確保契約金額が減額されます。



- 本業務マニュアルの構成は以下のとおりです。
- 容量停止計画の調整業務の範囲を「容量停止計画の提出手続」、「容量停止計画の調整手続」、「容量確保金額の減額の確定手続」とし、本業務マニュアルで手続の詳細について説明します。

| 章        |                  | 内容                       |
|----------|------------------|--------------------------|
| 第1章      | はじめに             | 本業務マニュアルの構成              |
| 第2章      | 容量停止計画の提出手続      | 容量停止計画の提出に関する手続について      |
| 第3章      | 容量停止計画の調整手続      | 容量停止計画の調整に関する手続について      |
| 第4章      | 容量確保契約金額の減額の確定手続 | 容量確保契約金額の減額の確定に関する手続について |
| Appendix |                  | 様式一覧、図表一覧、業務手順全体図        |

- 第1章では、本業務マニュアルの構成と対象となる電源等及び容量停止計画について説明しています。
- 本業務マニュアルで提出を求める作業や出力可能量の算出は「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」に沿って行うこととしています。
  - 定期補修は、定期的実施する点検・補修作業で定期自主検査などが該当
  - 中間補修は、必要に応じ実施される補修※  
※日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、停止電力に見込まない
  - 作業以外（事故や運用による供給力の減少、燃料制約など）に起因する出力停止等は、本業務マニュアルの対象外
  - 出力可能容量は、各エリアの算定期間（「月間」、「前半」、「後半」）の月平均値として算出
  - 調整係数が適用される電源は、反映して算出
  - 月を跨ぐ計画はそれぞれの月単位で算出
- 応札単位に電源が複数ある場合、各電源の稼働状況から算出する出力可能量で評価を行うこととしているため、容量提供事業者は号機単位で容量停止計画を提出します。
  - 応札単位で出力可能量がアセスメント対象容量より減少する場合は、作業のない号機の容量停止計画も提出が必要
  - 出力低下などを踏まえ応札容量を決定している場合、計画補修時においても応札単位での出力可能量がアセスメント対象容量を下回ることがなければ、容量停止計画の提出を省略可
- 容量停止計画は作業停止計画と整合性を図る必要があり、容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者が関係者と情報共有・作業調整を行い、容量停止計画を提出します。



- 第2章では、容量停止計画の提出手続について説明しています。
- 容量停止計画の提出は、次の流れで行います。
  - ① 流通設備作業に同調を求める長期固定電源の作業等について、容量停止計画を作成し、7月末日までに提出※1
  - ② 属地一般送配電事業者が①の作業を踏まえ流通設備作業※2の調整を行い、発電契約者等に9月末日までに通知※1
  - ③ ②の情報を発電契約者等と共有し、発電所の作業等を踏まえた容量停止計画を作成し、10月末日までに提出

※1：計画提出以降は、属地一般送配電事業者と同調に関係する他の事業者の同意を得られることを条件に追加・変更を認められる

※2：対象は、(a)広域連系系統、(b)停止期間が30日程度を超える、(c)発電抑制を伴う作業停止を基本とし、各エリアの系統状況等を踏まえ判断
- 容量停止計画は作業停止計画と整合性を図る必要があり、容量提供事業者と発電契約者が異なる場合は、容量提供事業者が関係者との間で情報共有・作業調整を行い、容量停止計画を提出します。
- 容量停止計画を容量市場システムに提出する方法は2つあります。
  - 広域機関で作業停止計画から容量停止計画に変換
    - ・容量提供事業者が広域機関に広域受付番号入力シートを送付することで、広域機関システムに提出している作業停止計画を広域機関で容量停止計画に変換※3し、容量市場システムに登録します。

※3：広域機関は作業中の出力等を一定の前提条件で変換するため、容量提供事業者が自ら算出した出力可能量と異なる場合は計画の変更が必要
  - 容量提供事業者が自ら容量市場システムに提出
    - ・容量提供事業者が容量市場システムに容量停止計画を提出・変更を行う場合は、容量市場システムからダウンロードしたCSVファイルを編集※4、※5し、容量市場システムに提出します。

※4：容量提供事業者単位で1つのファイルにまとめて提出することが可能

※5：号機単位、月単位で算出した出力可能量等の情報を1行ずつ入力

- 第3章では、容量停止計画の調整手続について説明しています。
- 容量停止計画の調整は、11月～12月の調整期間※の間で行います。
  - ① 広域機関において、提出された容量停止計画から供給信頼度確保の状況を確認し、調整が必要なエリア・時期を容量提供事業者に提示
  - ② 容量提供事業者は、広域機関からの提示内容を踏まえ発電契約者等の関係者と作業日程及び作業内容の調整を行い、容量停止計画に反映
  - ③ 以降、①と②の作業を調整期間で繰り返し、各エリア・時期の供給信頼度の確保を行う

※ 供給力の確保状況により調整期間を延長する場合がある
- 調整期間を4つのSTEPに区切り、各STEPにおいて供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源を、調整不調電源の対象外とすることで、調整を収束させることとしています。
- 調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画や流通設備作業等の追加・変更を認めないこととしています。
  - 法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による変更はこの限りではない
  - やむを得ない理由により、追加・変更を行う場合は、影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に認める
  - 追加・変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、経済的ペナルティの1.5倍のペナルティが科される場合がある
- 容量停止計画は作業停止計画の内容と整合を図る必要があるため、容量提供事業者と発電契約者が異なる場合は、容量提供事業者が関係者と情報共有および作業調整を行ったうえで容量停止計画の調整をすることとしています。

容量市場業務マニュアル  
容量停止計画の調整業務編  
p.34-43

- 第4章では、容量確保契約金額の減額の確定手続について説明しています。
- 調整不調電源は容量確保契約金額の減額対象となります。
- ただし、容量提供事業者は次に例示するような調整に応じることができない理由がある場合、広域機関に理由を提出することで調整不調電源となることを免れ、減額対象外※となる可能性があります。
  - A) 一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）
  - B) メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
  - C) その他、広域機関が妥当であると認めた場合

※ B)、C)の理由で調整不調電源の対象外となった場合でも、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」については減額対象となる
- 容量提供事業者は広域機関から受領した審査結果に異議がある場合、異議申立を行うことができます。
- 供給信頼度の確保状況及び提出された理由の審査結果を踏まえ、広域機関が最終的に調整不調電源の該当及び容量確保契約金額の減額について確定します。
- 容量確保契約金額は、供給信頼度の確保状況により次のとおり減額されます。
  - 減額される金額（追加設備量を利用） = 容量確保契約金額×経過措置係数×0.3%×調整不調の日数  
(追加設備量を利用する量の割合で補正)
  - 減額される金額（供給信頼度確保に影響） = 容量確保契約金額×経過措置係数×0.6%×調整不調の日数  
(供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正)

## ➤ 容量市場 説明会資料・動画

[https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou\\_setsumeikai.html](https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html)

## ➤ 容量市場 容量確保契約約款

[https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/jitsujukyu\\_kyoutsu.html](https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/jitsujukyu_kyoutsu.html)

## ➤ 容量市場 2024年度実需給関連資料（募集要綱、業務マニュアルなど）

[https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024\\_jitsujukyu\\_kanren.html](https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html)

## ➤ 容量市場の在り方等に関する検討会

- 第14回 資料4 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて

[https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/youryou\\_kentoukai\\_haihu14.html](https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/youryou_kentoukai_haihu14.html)

- 第19回 資料3 計画停止による追加設備量を踏まえたリクワイアメント等の検討について

[https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2019/youryou\\_kentoukai\\_haihu19.html](https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2019/youryou_kentoukai_haihu19.html)

- 第20回 資料3 計画停止による追加設備量を踏まえたリクワイアメント等の検討について（その2）

[https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2019/youryou\\_kentoukai\\_haihu20.html](https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2019/youryou_kentoukai_haihu20.html)

- 第25回 資料4 実需給年度の2年前に実施する容量停止計画の調整について

[https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou\\_kentoukai\\_haihu25.html](https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou_kentoukai_haihu25.html)

- 第30回 資料5 実需給前に実施する容量停止計画調整について

[https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou\\_kentoukai\\_haihu30.html](https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou_kentoukai_haihu30.html)